

ようなどの出願者を募つてお
ますので、十一月一日までに
民館あてご連絡下さい。参加

待望の児童館完成

この施設は、すべて児童はよい環境で育てられなければならないという児童福祉法の趣旨に沿って中里村が他市町村に先がけ建設したものであり、また石沢さんの郷土愛と子どもたちの健全育成に寄せる篤志で完成を見たもので、明日の社会にな

平屋建の近代的な建物で延面積は百三十四・五坪。内部は児童遊戯室、集会室、図書室、静養室などが設けられすばらしい環境です。施設の管理は社会厚生課が主管課となっていますが、設置及び管理運営については村条例規則によって定められ、開



重度精薄兒手当法施行

九月一日から

重度精神薄弱児手当法は、法律第一三四号をもって公布され九月一日から施行されることになりました。重度精神薄弱児扶養手当法は、重度精神薄弱児の福祉の増進を図るため、その父母、その他養育者に対し國が特別の手当を支給することを目的としていたものです。

◎重度精神薄弱とは

この法律により手当が支給される「重度精神薄弱児」とは二十才未満であつて精神の発達が滞滞しているため日常生活にお

いて、常時の介護を必要とする状態にある者をいいます。

◎支給要件

つぎのような状態にある父、母または養育者に対し手当を支給されます。重度精神薄弱児の父、母がその重度精神薄弱児を監護しているとき、主としてその重精児の生計を維持している

◎父か母

父母が不在か、父母の監護しない場合父母以外の者が、その重度精神薄弱児を養育する（同居）監護し、かつその生計を維

以上であつたが、

③支給制限
一、重度精神薄弱児の場合
①日本国民でないとき。
②日本国内に住所を有しないとき。
③父母の死亡について支給される公的年金給付を受けているとき。
④父母の死亡について労働基準法などに定める業務上の災害による遺族補償給付を受けることができるとき、これらの父母に監護されているとき、又は、これらの給付を受けることのできる者に養育されているとき。ただし父母の死亡した日から六年以内であるとき。
⑤親類に措置委託されているとき。
⑥父母又は養育者の場合
①日本国民でないとき。
②日本国内に住所を有しないとき。
③国民年金法に基く福祉年金及び児童扶養手当以外の公的年金給付を受けているとき。
④前年における県民税の所得割の課税対象所得金額が二十万円をこえたとき。
⑤配偶者の所得が所得税を課せられる程度にあつたとき。
⑥直系血族又は兄弟姉妹の前年の所得が標準世帯（扶養親族など五人）にして六十五万円

以上であつたが、

③手当額と支給の期間とは
重精児一人につき月額千円を支給することとし、認定請求を行なつた日の翌月から支給事由の消滅した日の属する日まで。

④支払期日
手当は毎年一月、五月、九月の三期

⑤認定請求の受付は
認定請求の受付は市町村の役場で行ない、市町村長を経由して県知事の認定を受けなければならぬ。認定請求を行なう場合には、重度精神薄弱児についての診断書の添付を要するものとされているが、この診断書はできる限り児童相談所の医師又は精神衛生鑑定医、若しくは精神科の診療に経験を有する医師の作成したものが必要であること。

尚、細部について該当者は役場国民年金係まで相談においで下さい。

譲渡所得のはなし

—— 税務書 ——

こゝ数年来土地や家屋のような不動産の売買が目立つて多くなつていきます。こういった金儲け産以外の資産の譲渡によって得る所得を譲渡税といつておきます。

すが譲渡とは買戻しだけでなく、
難かしく申します」と二所有権
その他の財産権を移動させる一
切の行為」をいいますので、資
産を交換したり法人に現物出資
した場合にも譲渡ということに
なります。従来この所得を主と
して資産を長期間にわたって保
有したもので、その資産を譲渡
したとき一時に所得が発生するた
め、事業所得等と同様に課税方
法では税負担が重くなります
ので、次のような方法で計算し
ておりました。

譲渡収入金額－取得価格等の必
要経費＝譲渡所得金額（譲渡所
得金額＝十五万円）×二分の一
＝課税される所得金額。

ところが本年四月の所得税法の
改正で譲渡所得の課税方式を長
期間資産を保有して譲渡したもの
（長期譲渡）資産をその所得の日から三年以内に譲渡した
もの（短期譲渡）に二つに区分
し、短期の譲渡所得については
二分の一課税といふことを廃止
いたしました。特別控除額につ
いても免税庶民方式を加味した方
式に改正して次の様になりました
た。所得金額が三十六万円以下
の場合は金額より所得金額が三十
万円を超え、四十五万円未満の
場合は六十万円から所得金額を
控除した金額（所得金額を二倍
して六十万円を差引いても同じ）

(三)面(八)(六)

教育委員長就任の挨拶

藤田五郎



不肖の身を以つてこのたひ三
邦連統教育委員長に遇せられま
したことを謹んで御挨拶申し上
げます。

倉俣、田村、清津咲の三学友共
にそれぞれ教區住宅新築に着工
する等重点施策を逐次実行に移
し得たことに對し、深甚なる慰

從來、教育行政の面におきましては、村当局、議会、学校教職員はもとより全村民各位の熱意ある御理解と御支援によりまして大過なく、過すことができませんたことを衷心より感謝いたします。

願ひします。

草を表すのことも尚現在山縣の重要問題解決には、今後皆関係諸機関と緊密なる提携のめるとに邁進する所存でありますのでよろしく御指導と御鞭撻をを願ひします。

すとともに今後共よろしくお願い致します。

一方、社会教育に関しては関係各位の積極的な御協力にと

村における教育全般に亘る責任者としての責務のまことに重り方金を期していますが、戦後一部日本人の精神が戦争に敗北

大であることは常日頃から痛感してゐます。委員長として信任したるため極端に窮れ去り、民主主義を称えながら民主主義

されました以上は非才の身に鞭
義の真意を解せず、尊ぶべきを
打ち委員會の全知全能を傾注し
尊はず、守るべきものを失はす

て皆様と共に切磋琢磨、もつて恥すべきことを恥じず本能を盡して自由と言ひ、道義を非

す。学校関係の施設々備の充実して矯飾として平然たる者があ

算の枠に拘束されながら不可能であります。国としても極度

を可能にしてまでも誠意を盡
慮によりこの数年の間において
重大問題として数年前より義

再任の御挨拶

教育長 村山 軍英



不肖十月一日付をもちまして
三たび中庄村教育委員に任命さ
れ、また同日開かれた教育委員
会におきまして、再び教育長に
選任されました。まことに身に
余る栄光と存じております。も
第でございます。

に民主主義の精神に徹すると共に、特に精神文明をして経済の成長と軌を一にし、名実共に平和なる文化国家建設のための分子たらんことを希います。かく努力することにより村の学校教育、社会教育の発展向上は期してまづべきものと信ずるものであります。

最後にのぞみ村教育の全般については、われわれ教育委員会が皆さんと堅き絆によつて結ばれ、今後ますます教育村としての中里村の名声を高揚せんため、絶大なる御協力を賜らんとををお願い致しまして就任の御挨拶といたします。

国民健康保険税の賦課決定について

中里村は三十七年度から被保険者に対し大割給付を実施、更に三十八年度より五カ年計画で体質改善をなし、より被保険者に役立つ保険とすべく他に先駆け諸施策をとり入れ改善を図つて参りましたが、最近の著しい医療費の増進に対し、反面これに見合ひ税による自己財源の確保が困難なため、三十九年度当初予算は一般会計から百八十五万円の繰入れを仰ぎ更に準備基金百九十二万五千円をとくり出して編成した処ですが、四十年一月一日からオール七割給付を

は約百万円の赤字が見込まれることになり、去る村議会にこの財政情勢を詳細に訴へ保険税の賦課減額にあたり百万円の増徴を要することにしていたゞきました。

これは当初のものと合せ年増一世帯五、五〇五円、一人についで二、二三円となりますが医療費の保険負担分の割合を占めますと三十・七六％では低い平均の四二・七％よりはるかたに低率であり、ちなみに中里村の医療費の増加の状況は一人当たり三十六年度は二、二〇九円、三十八年度は四、一〇九円と三年間で八十六％も増加し、これに保険負担分で見した場合二八バツにもなり、一方保険税はといいたします。

と僅かに二一％しか増加してないのです。

どうかこの内容を充分御理解下さいまして一段の御協力をお願いいたします。

各戸に郵便受箱を

△田沢郵便局▽

郵便物は年々びくつきするものが増えていきます。局では、早く皆様方のお手許に郵便をお届けするように努めています。が、転入転出等のため宛先不明のものや、不在によりその日配達できない郵便物が、かなりの数にはなっています。

(二面より続く)

ことになりました。▽所得金額が四十五万円以上の場合、十五万円、短期の譲渡所得と長期の所得が同じ年にあったような場合は計算方法が複雑になってまいりましたのでこのような場合税務署にお尋ねになつて下さい。

の表れや、郵便受箱を備えてあれば、ますます大丈夫です。たゞいま郵便局では、郵便受箱を表札を備える特別運動を実施しています。どうか、この機会にご協力下さるようお願いいたします。品物は、お安い価格で郵便局であつせんしておりますから、ご用命下さい。

「郵便受箱」

信箋で丈夫なスチール製品。本体に家族名を入れる、表札の用となっております。(価額四百五十円)

◎各店に家族ぐるみの表札を並べよう。

◎みどりの郵便受箱(ポスト)を各戸に備えよう。

商工会から

◆たたき発行しているチケット券は、十月三十一日をもつて打ち切ります。引換期間は、十月三十一日までです。

◇引続き十一月一日より新しいチケット券を発行いたしますので、ご利用下さるようお願いいたします。

商工会から

刻 〇 たいま 差行しているチケ
物 券は、十月三十一日をもつ
す 打切ります。引換期間は、十
明 月三十一日までです。
に 〇 引換券十一月二日より新し
り チケット券を発行いたします
で、ご利用下さるようお願い
しあげます。